

中国外商投資企業に関する出資形態の柔軟化 ～持分出資規定の発布～

【本号の内容】

1. はじめに
2. 持分出資規定の概要
 - (1) 本規定の意義
 - (2) 本規定の適用対象
 - (3) 留意点
3. 従来方法との比較
4. おわりに

株式会社デューデリジェンス (DCo)はGCAサヴィアグループの一員として、M&A・事業再生に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しており、高品質かつ広範囲のデューデリジェンス・サービスを提供するとともに、企業価値評価、会計・税務に関するストラクチャリング・アドバイス、ポストディールサポートまで幅広いサービスを提供致します。

詳しくは、www.dcock.comにて紹介しています。

2011年5月にGCAサヴィア中国を上海に設立し、中国の急速な経済成長を背景として増加の一途を続ける日中間のM&Aにおいて、現地スタッフ約40名を擁する望月諮詢(上海)有限公司との一体運営の下、機動的かつ包括的なM&Aサービスをご提供できる体制を確立致しました。

1. はじめに

尖閣諸島国有化問題に端を発する中国各地で起きた反日デモによる破壊行為における日系企業の被害総額は数十億円から100億円程度に上ると見込まれています。また、その後の中国における日本製品ボイコット、買い控えによる影響も日系企業の業績に甚大な影響を及ぼしており、北京北辰垂運村汽車交易市场が11月初頭に実施した消費者向け調査結果によると、日系ブランド車の購入意向を示した消費者は、10月初めの35.7%から4.6%に大幅に落ち込んでいます。中国国内販路の拡大を志向する日系企業の中には、従来から単独での中国ビジネス運営に限界を感じる企業も多く、今回の問題を機に、撤退も含めた中国ビジネスの再編の検討を進める動きも少なくないものと考えられます。

しかしながら、既に中国に進出する日系企業にとって13億人の人口を擁する中国市場からの完全撤退は、成長戦略上容易に採り得る選択肢ではなく、また、単独経営からの脱却策として中外合弁形態を志向した場合においても、「一部持分取得による中外合弁会社への出資」は新たな出資負担が発生するとともに既存現地法人の今後の取扱い等の問題を残します。また、「既存現地法人の一部持分譲渡による中方出資者の招聘」は、業績が行き詰った当該現地法人への出資を希望する中方出資者が現実的に多くは存在しない等のハードルがあります。

このように、既存現地法人も含めた中国オペレーションについてはマーケットを熟知する中方パートナーに任せ、重要な経営意思決定にのみ関与することを希望する日系企業にとって、中国現地法人の再編パターンは限定的な側面がありました。

しかし、2012年10月22日に施行されている「外商投資企業持分出資の暫行規定」(以下、本規定)は、従来実務的に認められていなかった外商投資持分の現物出資を明文化し、中国現地法人の再編において新たなスキームを提供するものといえます。

本ニュースレターでは、本規定の制度概要を説明するとともに、中外合弁形態の採用における従来手法との比較について説明します。

2. 持分出資規定の概要

従来、外商投資企業の場合には、持分の現物出資は実務上ハードルがあるのが実情であったが、本規定により手続規定が明文化されることで実施についての途が拓かれたといえます。

(1) 本規定の意義

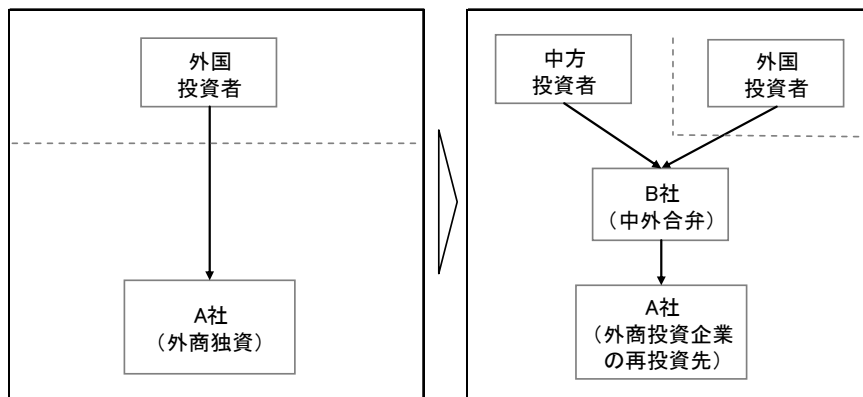
本規定は、外商投資企業に関係する持分権の現物出資についての手続規定を定めたものになります。従来においても、中国会社法 27 条において、「金銭評価可能な財産は現物出資の対象とすることができる」と定められており、持分権も金銭評価可能な財産として現物出資の対象となると解釈されてきました。しかしながら、外商投資企業の場合には、登記に際して商務部門の許認可が求められるものの、手続規定がないことから、商務部門の許認可に際してハードルがあるというのが実情でした。

本規定は、商務部が公布・施行したものであることから、これまで実務上は実施が難しかった外商投資企業が関係する持分権の現物出資への途を拓くものと考えられます。

(2) 本規定の適用対象

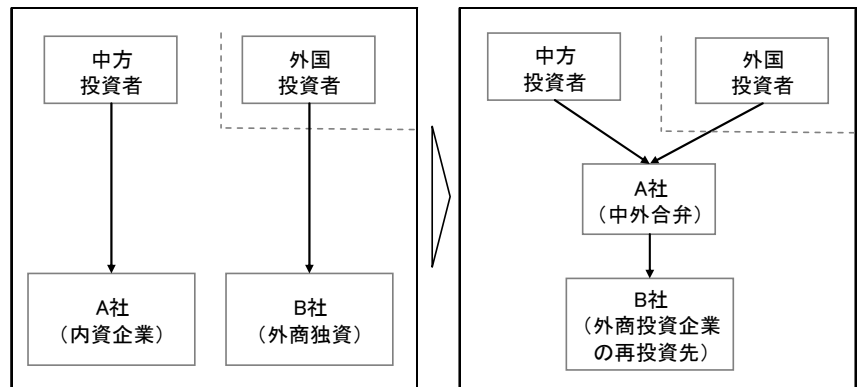
本規定では、国内外の投資者がその保有する中国国内に設立された企業(内資企業・外商投資企業の双方を含む)の持分をもって出資し、外商投資企業を設立又は変更する行為が適用対象となります(本規定第1条)。具体的には3つケースが想定されます。以下では、3つのケースについて説明いたします。

①外商投資企業の新設



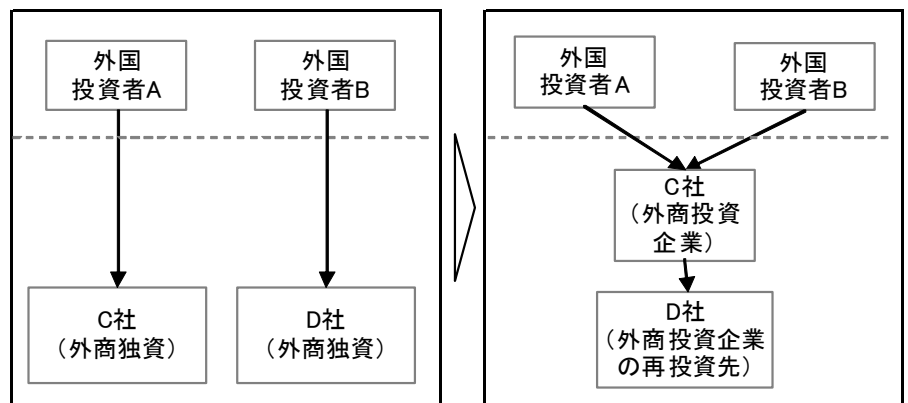
上記のケースでは、外国投資者が中国に現地法人を保有している状態において、外国投資者が中方投資者と共同し、B社(中外合弁)を設立します。設立の際に外国投資社はA社の持分を現物出資することになります。本件により、A社はB社の100%子会社となります。なお、逆に中方が持分出資するケースも考えられます。

② 非外商投資企業の増資による外商投資企業への変更



上記のケースでは、中方及び外国投資者の双方が中国に現地法人を保有している状態において、中方投資者の投資先であるA社(内資企業)の増資を外国投資者が引受ける際に保有するB社持分を現物出資することになります。これにより従来は内資企業であったA社のステータスが中外合弁(外商投資企業)へ変更され、B社はA社の100%子会社となります。

③ 増資による外商投資企業の持分の変更のケース



上記のケースでは、外国投資者A及びBの双方が中国に現地法人を保有している状態において投資先であるC社(外商独資)の増資を外国投資者Bが引受ける際に保有するD社持分を現物出資することになります。これによりC社のステータスは外商投資企業のまま変更はありませんが、C社の出資者構成が変わると共に、D社はC社の100%子会社となります。

(3)留意点

出資に用いる持分は、法により譲渡可能なものでなければならず、本規定にて出資を禁止されている持分に該当してはならないため留意が必要です。具体的には、(1)登録資本金の払込が完了していない持分企業の持分、(2)質権が設定されている持分、(3)差し押さえられている持分、(4)定款又は契約により譲渡が禁止されている持分、(5)前年度の年度検査未通過の外商投資企業の持分、(6)不動産会社、外商投資性会社、外商投資外創業投資企業の持分、(7)持分譲渡の認可を取得していない持分等があります。

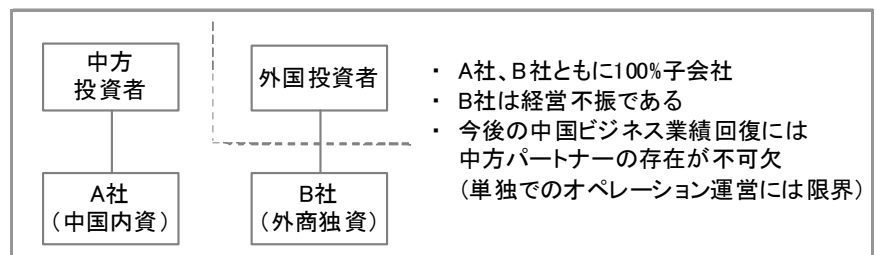
また、出資する持分の価格は、法により設立した国内評価機関による評価が求められ、株主全体の持分による出資金額及びその他の非貨幣財産による出資金額の総計は登録資本の70%を超えてはならないという点にも留意が必要です。当該規定は、「外商投資の方向を指導する規定」、「外商投資産業指導目録」及びその他外商投資に関する規定と整合するものであることから、他の事項についてもこれらの規定等との整合性に留意する必要があります。

3. 従来方法との比較

冒頭に述べたように、昨今の状況から中国撤退も含めた現地法人再編の検討を開始する企業も少なからず存在します。しかしながら、現地法人の持分全部譲渡・清算等による巨大マーケットである中国からの完全撤退は各社の成長戦略に多大な影響を及ぼすことから、中国企業等とのアライアンスに活路を見出す対応策がまずは検討されることが一般的であるといえます。

ここでは、以下の前提条件に基づき、既に中国現地法人を有する外資企業が中外合弁形態を採る際のスキームについて、従来の取りうる手法と、本規定による持分権の現物出資を活用した場合において、当該外資企業から見た一般的メリット・デメリットの整理をします。

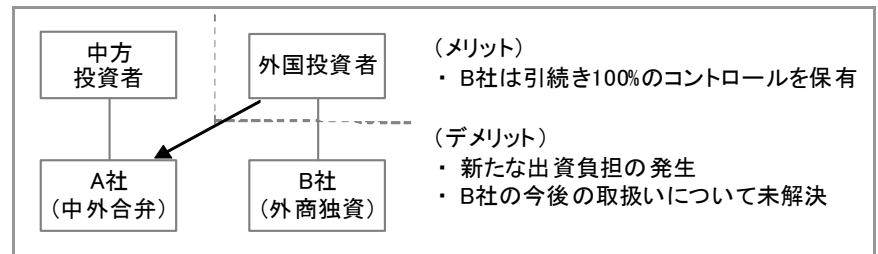
【前提条件】



持分出資スキームでは、外国投資者及び中方投資者ともに新たな出資負担が発生しないとともに、各子会社の実質的な統合を実現することが可能であるといえます。

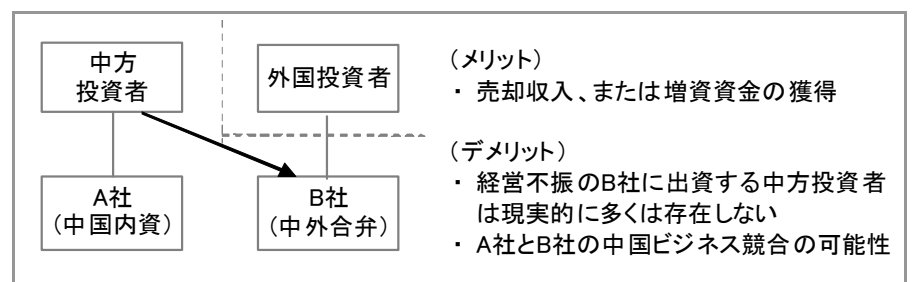
1. A社(中方子会社)への出資パターン—従来の手法

最も一般的に見られる中外合弁の成立形態といえますが、新たな出資負担が生じるとともに、既存現地法人の取扱いについて中方への譲渡も含めた更なる検討が引続き必要になります。



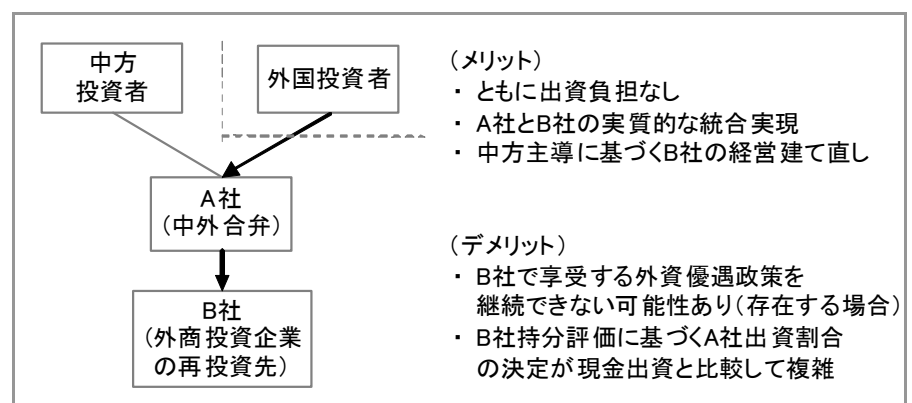
2. B社(既存現地法人)への中方の招聘—従来の手法

業績不振であるB社に投資意欲を示す中方投資者を見つけるのは困難であり、実務上このケースは相対的に少ないといえます。



3. B社持分出資によるA社への資本参加—当規定を活用した手法

既存現地法人の持分を出資対価とするため、新たな出資負担が発生しないとともに、中方経営主導に基づくA社とB社の実質的な統合を実現することが可能です。



4. おわりに

中国事業について課題を抱えており、市場を熟知した中方パートナーを見つけ再スタートをしたいと考えているものの、追加資金負担等の問題から、組織再編等のテコ入れが進んでいない外国企業は少なくなかったものと思われま

す。従って、本規定にて外商投資企業が関係する現物出資の手続が明確化されたことで、外国企業において持分権の現物出資が可能となったことは大きな変化であると考えられます。

今後、当該規定を活用した組織再編が行われ、既存の中国事業を生かしつつ、新たな中方パートナーと共同するかたちで、再スタートを図る外国企業が多く増えることが考えられます。これにより、外国企業の中国でのビジネスが活発化することを期待しております。

お問い合わせ先:

株式会社デューデリジェンス

廊坊 忠彦 アソシエイト tronobo@dcokk.com
溝口 雅彦 アソシエイト mmizoguchi@dcokk.com

※ともに GCA サヴィアン中国へ出向中

GCA サヴィアン中国のご紹介:

中文社名: 基師亜(上海)投資諮詢有限公司

董事長: 田中 康之

董事: 望月 一央、加藤 裕康

所在地: 上海市紅宝石路 500 号東銀中心 A 棟 1703 室

業務内容: ファイナンシャルアドバイザー業務に加え、中国に関連する財務デューデリジェンス・ストラクチャリングアドバイザー業務等 M&A サービスをトータルにご提供致します。

※ 望月一央は、上海において長年日本企業の財務・税務アドバイザー業務を提供している望月諮詢(上海)有限公司の代表を兼務致します。